重要事項説明書　《居宅介護支援》

１．事業所の名称等

事業所名	さんえい
所在地	東京都台東区根岸３－20－８
介護保険指定番号	1370602755
サービス提供地域	台東区 ＊当地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
介護支援専門員氏名	（やむを得ない事由で変更する場合は、事前にご連絡いたします。）

２．運営方針

(1) 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれた環境等に応じて利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立って援助を行います。

(2) 居宅介護支援事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスの実施機関と綿密な連携を図り、サービスの提供に努めます。

(3) 利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するように利用者を誘導し若しくは利用者に指示すること等により特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことがないよう、公正中立に行います。

３．事業所の営業日等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前９時～午後６時 上記営業時間以外は、電話転送により 24 時間対応します。

※ 休業日：日曜日・祝日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

４．主な職員体制等

職 種	従事するサービス種類・主な業務	人 員
管理者	事業所の責任者として一元管理します。	１名 （介護支援専門員兼任）
介護支援専門員	居宅サービス計画を作成します。	常勤４名以上

５．利用料金等

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額（加算を含みます）をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市区町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

基本	（Ⅰ）　要介護度１～２	12,380 円／月
	要介護度３～５	16,085 円／月
	（Ⅱ）　要介護度１～２	6,201 円／月
	要介護度３～５	8,025 円／月
	（Ⅲ）　要介護度１～２	3,716 円／月
	要介護度３～５	4,810 円／月
加算	初回加算	3,420 円／月
	入院時情報連携加算	
	➢ 入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,850 円／月
	➢ 入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,280 円／月
	退院・退所加算	
	➢ カンファレンス参加なし・１回	5,130 円／回
	➢ カンファレンス参加なし・２回	6,840 円／回
	➢ カンファレンス参加あり・１回	6,840 円／回
	➢ カンファレンス参加あり・２回	8,550 円／回
	➢ カンファレンス参加あり・３回	10,260 円／回
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280 円／回
	通院時情報連携加算	570 円／回
	特定事業所加算Ⅱ	4,799 円／月
	ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円／月

※ なお、病院等から退院又は退所する方に対して、モニタリング等及び給付管理票の作成などを行っているときは、利用実績がない場合でも料金が発生することがあります。

(2) 交通費

介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

６．その他

(1) サービス実施記録の閲覧

利用者が希望するときは、サービスの実施記録を無料で閲覧することができます。また サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます（交付には実費を要します)。

(2) プライバシーの保護

事業所に勤務する職員（退職した者を含みます）は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

(3) 看取りへの対応の充実

看取り期においては、利用者の意思を尊重したケア並びに利用者、家族及び他の関係者との連携を一層充実させ、厚労省発行「人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を行います。

(4)虐待防止に関する対応

（ア）事業所従業者又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを区若しくは発生地区を担当する地域包括支援センターに通報します。

（イ）当事業所では、利用者様の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
② 虐待の防止のための指針を整備します。
③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
④ 利用者及びその家族からの相談体制を整備します。
⑤ 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
⑥ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

(5)「介護サービス情報の公表」制度について

介護保険制度は、「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定)」を基本理念としています。これらを実現し、事業所ごとのサービス内容を公正・公平に公表し、利用者が自立した生活を営む上でより適切な事業所を選ぶことができるように平成 18 年 4 月に「介護サービス情報の公表」制度が創設されました。詳しい制度の内容については、次のホームページアドレスをご覧ください。

「とうきょう福祉ナビゲーション」　http://www.fukunavi.or.jp

(6)「第三者評価の実施状況」

弊事業所は第三者評価を実施していません。

(7) その他

職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

７．苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口にて対応いたします。

担　当　　さんえい　　矢形　ひろみ
電　話　　０３－６８０２－３５５７
受付時間　　午前 9 時～午後 6 時　（土日祝、年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日を除く）

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

担　当　　台東区介護保険課　８：３０～１７：１５
住　所　　東京都台東区東上野四丁目 5 番 6 号
電　話　　０３－５２４６－１２４４（直通）（土日祝、年末年始を除く）

担　当　　東京都国民健康保険団体連合会
住　所　　東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号東京区政会館 11 階
電　話　　０３－６２３８－０１７７（直通）
受付時間　　９：００～１７：００（土日祝、年始年末を除く）

８．当社の概要

法人名称　　株式会社三栄ケアセンター
代表者氏名　　代表取締役　里　武一郎
所 在 地　　東京都台東区根岸三丁目 20 番 8 号

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事 業 者　　**名　称**　株式会社三栄ケアセンター
所在地　東京都台東区根岸三丁目 20 番 8 号
代表者　代表取締役　　里　武一郎　㊞

説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を十分に受け、理解しました。

令和　　年　　月　　日

利 用 者　　**氏　名**　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代 理 人　　**氏　名**　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

附則　この重要事項説明書は令和 6 年 4 月 1 日から適用します。